

議会運営委員会会議録

平成15年1月27日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○里川宜志子 山本 直子
中川 靖広 浅井 正八 木田 守彦 小野議長
西谷 剛周 (市町村合併調査研究特別委員長) 野呂 民平 (市町村合併調査研究特別委員長)

2. 理事者主席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午後1時）

議長 あいさつ

委員長 署名委員 浅井委員、木田委員

委員長 協議事項につきましては、平成15年第1回斑鳩町議会臨時会の開催についてであります。平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の設置についてであります。この設置にかかる請求代表者の陳述が行われますが、それが議案であります。さらに追加日程として平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、これは後刻説明を受けることとなりますが、斑鳩高校の春の全国高校野球大会の出場が決まるということを目途にして、その費用の一部を町で見るといふことでの予算措置であります。これらの関係が今日の議題であります。この協議会設置は初めてのことでありますし、考え方を先に申し上げてみなさんのご意見を確認していきたいと思っております。

議事日程がここに書かれております。会期の日程の関係ですが、とりあえず1日間で設定しておきたいと思っております。前回特別委員会が開かれておりますので、特別委員長報告をいただいて、その後に日程4から5の関係について順次進めていくことになるだろうと思っております。この5の関係が終わってから、4の事案については特別委員会に付託するということを目途に本会議で承認していただこうと思っております。そして付託を決めました後、追加事案を日程に加えまして、追加事案を審議するということ目途で、日程5と6の間に追加日程をここに挿入したいと思っております。そして休憩に入って特別委員会に入っていただく。そして特別委員会で一定の結論が出る出ないにかかわらず、一定の時間の配慮をいただいて本会議に戻して、本会議で報告をいただいて表決にはいるという段取りになると思っております。そういう段取りを念頭に置きながら会議を進めるよう

にしたいと思っています。

そこで、合併問題の関係は内容もご承知になっていると思いますので後ほど示して、まず追加日程の補正予算の関係を総務部長からあらかじめ説明を受けておきたいと思います。

総務部長 (平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についての説明)

委員長 このことについてはよろしいですか。

野呂議員 200万円の算出根拠はどうしたのか。

総務部長 2月1日に恐らく予定として後援会を設置されると聞いています。その後援会宛に200万円を支出する中で、その後援会の中でいろいろな経費として使われると思います。今まで県内で聞いておりますのは、郡山高校は何回か出ておりますけれども、春は300万円、夏は500万円というような決め方をされております。また高田高校も平成10年でしたか出場した際に、春でございましたが500万円を助成されております。いずれにいたしましても、そういった後援会に助成されているということです。200万円くらいが相当であろうということをお願いしたいと思います。特段今のところ何に充てるかということはありませんが、そういった会の運営資金に充当していただくための助成であります。

野呂議員 選抜の甲子園へ行ったら大体幾らぐらい経費がいるのか。そのうちの何割ぐらいを負担すると。そういうことを学校側と相談されて決まったのか。こっちが勝手に200万円と決めたのか。その辺のところ分かりますか。

総務部長 今回初めての斑鳩からの出場でございます、どれだけということになれば、県下で今まで出場された高校の例を見ますと、恐らく高田高校だと思っておりますが、72回春の選抜に出場された関係では支出で4400万ほど使われております。甲子園の滞在費、野球道具代等々ということでございます。我々が今の段階で知り得ている情報はこんなものでございまして、今後後援会が組織された中で検討される中で予算の計画を立てられると思います。そうした中で斑鳩町から支出させていただく200万円を有効に使っていただくことになろうかと思っております。

委員長 結局これまでの出場高校の支出内容を参考にして、それぞれの学校所在地の市町村の負担はどれくらいであるかということ参考にして200万円としたということで、具体的に言われているような根拠というものはないのと違うか。大体は出場するという1回分の関係で、多少名を出すためにこうなったのではないか。根拠といわれても極めて薄弱なものと思う。こういうことを言わんと仕方のないのと違うかと思ったりもする。言い分としてはこれまでの出場高校の1回目出場するについて要った費用などを参考に、そして出場校の所在する市町村の規模に相応してどの程度支出されているかということなどを参考例として200万円に決めたという説明になろうかと思う。そういう説明を了承したということにしてよろしいですか。

木田委員 金額はこれで結構なんです、今後もそういうことが考えられるので、その点についてもある程度枠というものを決めておかないと、高校だけに限るのか、あるいは他のクラブは該当しないのかとか、中学校も全国大会があるし、その辺も当てはめていくのかいろんな要素があると思う。もう少し研究してほしいと思う。

野呂議員 やっぱり説明をきちっとできるようにしておいてほしい。選手1人が

甲子園で1泊したらどれだけの滞在費がかかるのかとか、それくらいは調べておく必要があると思う。

委員長

結局言われているように、出場選手にかかる費用として幾らなのかということを引きちつてもらえばいいと思う。応援は別として。主として選手として幾ら要するという関係の標準を調べておいてもらって、それを見て判断したということで説明できるようにしておいてもらえますか。

説明責任を明らかにするという意味で具体的に支出費用についても貴重な財源ですから、それらについて十分町民に説明できるように、今申し上げましたように1回選手が出場した場合の費用を出していただいて、それに相応した関係を判断してこうなったという説明ができるようにしてもらおうということで、臨時議会の追加案件にするということでご了承いただけますか。

(委員了承)

委員長

ではそういうことにして、気持ちよく出場できるような配慮もしてやってください。

次に、臨時議会の主たる議題になります関係についてであります、この取り扱いについては、まず始めに整理していきましょか。

1つには特別委員会に付託するという事について異議はありませんか。

(委員異議なし)

委員長

それでは2月4日の付議議案の関係については特別委員会に付託するということを決定させていただきます。

とりあえず会期の設定をしておかなければなりませんので、会期については審議状況によっては時間延長もあり得るということも考えられますが、一応期間は1日として設定するという事で本会議にご決定を願っておくということについてよろしいですか。

(委員了承)

委員長 次に、意見陳述の関係について、これは時間制限があるとかという関係について、説明していただけますか。

事務局長 法的には時間制限はございません。意見陳述人、同一請求人は斑鳩町の場合は宇治さんですが、先だってどれくらい時間がかかりますかということをお聞きしましたら、各町特徴を入れられて大体10分程度を考えておりますということをお聞かせいただいております。

後ろに市町村の合併の特例に関する法律と施行例の抜粋がございます。その中で議会告示にもございますように、第4条の2第7項及び施行例の中で、第4条の2の第7項では、同一請求関係市町村の議会はということで、付議された議会の審議を行うに当たっては、政令に定めるところにより第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならないということで、意見を述べる機会を議会の方で与えるということでございます。それから施行例の第9条、議会は第4条第6項又は第4条の2第7項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、請求代表者又は同一請求代表者に対し、その日時場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。という定めしかございません。その定めに合わせて交渉させていただき、併せて意見陳述人さんへ議会の方へ陳述していただくという手続きをさせていただく文書を示させていただいております。

委員長

よろしいでしょうか。時間については定めがないにしろ、あらかじめ打ち合わせをして対応しておいてください。

本会議の取り扱いはそういうことになるとと思いますが、この場合意見陳述などがあって直ちに付議議案の関係について追加日程に入りますが、総括質疑などの関係はありませんね。特別委員会であるからそういうことを諮らなくてもいいですね。だから意見陳述の場においてはそこまで事務的に粛々と進めて、委員会で審議をしてもらうということにしていいですね。そういう取り扱いをさせていただきます。

ただ、委員会の審議の結果にもよるのですが、委員会審議が終わった後の関係ですが、賛否は別として今回の場合委員会審議全員でやるから、委員会で議論しているからそれでいいということになるのか、物事が物事であるだけに本会議できちっと討論の場を設定して、それぞれの立場で希望者の発言を認めるということにしてもらうということにするのかどうか、その辺のところがこの面では配慮しておいてもいいかなと思うのですが、その辺の扱いとして意見を出してもらえないでしょうか。

野呂議員

委員会で審議されて、その結果を委員長報告してもらおうと、それは全員は入ってもらいにしろ委員会ですから、そうするとこれは本会議決定ということにしなくてはいけないと思う。

委員長

いずれにしても本会議決定はあるのです。討論を必要とするかどうかです。

例えば協議会設置は是とする、ただし協議会で即決定してしまうことについては異論があるから、たとえば住民投票を必要とするなどの付帯条件を付けるという形のものがあったり、あるいは住民投票で限定しなくても住民の意思を反映するような機会を持つという意見でいく場合と、反対するなら法定協議会に疑問があるから任意で始めるべきだという

意見があつて、同じ協議を進めようということであっても姿勢の違いはあると思う。そういう場合に一体どうなのかと。

平群町の関係を見ても、反対と言っている人は誰もいないわけです。慎重にという人と態度を曖昧にしている人という関係、先送りにしている関係、同じ合併問題を論議するについてもいろいろあると思う。そういう面についての微妙さというものがあるからこそ、単純に賛成反対で割り切れない感じがしているのです。そういう議論は委員会に出ると思う。

西谷議員 委員会に出たときに、法定合併協議会は賛成反対になるか、法定合併協議会はいいけれど住民の意思を反映する部分の解決がどうするかということ。

委員長 委員会の結論の後、本会議場でどういようにさせてもらったらいいかということを決めておいたらいいのだけれど、それも無責任すぎるような気もするが。

西谷議員 こういう付帯条件だったら賛成やということでもとまればいいと思うが、諮り方が難しい。

中川委員 委員会で賛否があつて討論が行われますが、本会議場では既に委員会で討論してもらっているから同じことですね。だから賛否だけをとるだけでいいのではないですか。

委員長 それは今までの1つのルールとしてそういうことが言える。しかしそれでもなおかつ本会議で賛否があれば討論すると、あるいは委員会で1つの方向で固まってしまったという意見であるとしたならば、委員長の報告だけでいいと。今までの踏襲してきた形でいいというのならそれで

いいわけです。しかしそれぞれニュアンスが違うから、その関係については協議会設置を認めたとしても、その運営について注文があるという関係があるわけですね。本来は委員会に条件を付するということは余りないのだけれど、意見として述べるということになるわけですね。

西谷議員 要は法定合併協議会を受けてするのですから、法定合併協議会が要らんという人は反対ということですね。後考えられるのは法定合併協議会は賛成だけれど、今言っているように付帯条件を付けてやるという2つしかないのでは。

委員長 だから条件の関係でも希望的条件、拘束力はないわけです。

議長 結局住民発議からの提案ですけれど、前回にもみなさんに検討してもらいましたけれど、規約案についてもものすごくアバウトなものしか出していませんね。後は設置後に住民からの若干名とか、いつから立ち上げるとか、議会の判断によって、それは町長からの提案でしたらそこらは明記されているから、それについてはもっと住民の声を入れなあかんとか、いつから始めるのかとかいう条件が言えると思うのですけれど、住民発議による提案ですので、その辺どういう議論にするのか難しくなってくるし、委員会でどういう判断をされるのか難しいと思います。

委員長 結局は法定合併協議会の設置を求められているから、設置のその所の目的ですね、合併の是非を含めて議論をする場と定義されるから、僕は協議会の設置についてはまともやすいと思うけれど、後の関係について、協議会がどの程度の幅まで権限を持つてしまうかどうかということが、はっきりとしていませんね。合併協議会が法定とか任意とか言われてきたのがどこにあるのだろうか、法定合併協議会というのは合併を

前提というのが初めの僕らの認識であった。ところがそのこのところ妥協してくれて是非を含めての場と言うからそうかなと。協議会そのものの性格から言って最終的にどうなるのかなという気がする。そうすると協議会は法定であっても最終的に住民に聞けよと、そういう関係の注文はしても、注文は注文として意見は意見として述べておくこと以外にないわけでしょう。各町では。それは協議会の中で

どれだけ咀嚼してくれるかどうかの問題なのでしょう。規約の関係でも修正は許されないということですね。幾ら我々が言ってみても斑鳩町だけでは直せない、7町の合意が必要とするということですから、問題点の指摘とかというやり方しかできないのではないかと。それをどう咀嚼して斑鳩から出た委員の人が協議会の場で言って、住民の意向代表として信頼されるように協議会運営ができるかどうかということではないか。幾ら自分が個人的にそう思っている、住民からかけ離れたことを言ったら代表にはならんわな。そのためには意見があってもいいのではないかと思うのです。そのことは議会本会議などできちっと採択すると、そういう関係で十分配慮してくれと言ってもいいのではないかと思う。それは委員会で言うておいて本会議ではないよということであれば、そういうことになるし。

西谷議員 委員会でも十分話し合っ、そういう意見が出るとしたら、それを本会議でもう一度言うてもらって、付帯条件を付けてもらったらいと思う。

野呂議員 委員会審議を見て、委員会で付帯決議を付けてまとまるというのであればいいけれど、意見が分かれたりしたらそれぞれまとまるということがなければ、当然本会議で・・・

委員長 委員会審議の結果なり方向はただ想定しているだけではつきりわから

ん状態ですから、そのことは委員会に云々ということですから、議運としては委員会に付託するというだけしか今のところ確認はできませんね。委員会で審議終了後、一定の集約をされた後の本会議の扱いについては、必要ならば議運を開いて本会議の取り扱いをどうするかということをご相談申し上げるということにしておきましょうか。

(委員了承)

委員長 その他、事務的なことで説明してもらえますか。

事務局長 意見陳述人の費用弁償の関係につきまして、いろいろ調べさせていただきまして、今まで意見陳述された方についての費用弁償についても調査いたしました。その中で今回の意見陳述人についてはあくまでも意見陳述の場を与えるということで、議会運営の諸問題ということで資料をコピーいたしておりますが、この中を見ますと、はっきりと費用弁償を支給しなければならないということではありません。後は自治体が判断するという状況になっておりまして、いろいろ見る中では意見陳述の場を設けると、必ず出席しなければならないということで出席の要請をしているものではございませんので、場を与えるという形で捉えさせていただいております。また、広域7町の中でも事務局長会議では費用弁償の支給はしないという形で進めましょうということで進めさせていただいております。

またこれは宇治さんとしか話はさせてもらっておりませんが、仮に支給を町の方でするにしても、いただかないと辞退しようというお話も聞かせてもらっておりますので、その辺も判断する中で今回の費用弁償の支給についてはしない方向で進んでいきたいと考えております。

委員長 今のようなことでいいでしょうか。僕は疑問は残る。出席しなければ

ならんとなっていて、するしないは本人の勝手と言うけれど、通常の場合は費用弁償を出しているのですよね。ところが今回という言い方をしたらいかんと思う。どの種のもものが一体あるのかないのかということをしたことがないと思う。ほとんどみんなしている。そうであるとするのなら費用弁償の内容的にきちっとしておく必要がある。

7町がみんなそれでいいと言っているのだからそれでいいのかも知れませんが。

西谷議員 議会として要請して陳述してもらってから要らないということですね。

委員長 議会で与えなければならぬと法律で規定しているということであるし、告示までさせている。ということで本当にこれでいいのかなという気がする。

議長 住民監査請求の請求人の意見陳述を行う場合でも費用弁償はしてませんので、まず西谷議員が言ったような形でこちらから意見を聞きたいというように持っていった場合と、このように法律でも定めているけれどそういう機会を与えなくては行けないというのは、少しニュアンス的に違いますので、こういう住民発議による合併協議会の設置の時の議案の取り扱いの時の意見陳述については、この最後にあるように判断基準にされたらどうですかと書いてありますので、やはりそこらで線を引いておくのが正しいのではないかと思います。その意見陳述についても質問をすることもできませんし、その人の意見を聞くということです。ということで議案を住民発議したということを言われるだけです。費用弁償については局長会議でいろいろ協議した中でそういう取り決めをされている。

委員長 それではそういうことですっきりしておいてくれないういかんと思っ

ている。出さないと言うならそれで切っておいてくれないといけない。
ところが先日宇治さんに聞いたけど宇治さんは辞退すると言ったと、そ
ういう性格のものではないと思う。出す必要がないということは、出ま
せんよと言ってその了解をもらうだけのことだと思う。そのことにつ
いてはいらん話をしているのだと思う。

野呂議員 今の段階では7町出さないということで合意しているわけだから、そ
れでいいのと違うか。

委員長 後々のこともあるからきちっとしておいてほしい。

それでは費用弁償の支給の関係については、事務局が言うように適用
されないということでいいですね、そのように理解しておきましょう。
他にありませんか。

議 長 議場で最初から陳述人を議場の中にとすることはできないと思います
ので、途中で休憩を取って入ってもらいます。そこでどこに座ってもら
ったらいいか。今のところ代表監査委員の席が空いていますが、他に椅
子を持ってきたらいいか、どのようにさせてもらいましょう。

委員長 これはそうこだわらなくていいと思う。席があるのですから、特別に
設けなくていいと思う。そこを陳述人席というように書いておいて、必
要なときでいいから入ってもらって、議長から一言言ってもらって座っ
てもらって出てもらうということでいいのと違いますか。そうこだわら
なくていいと思う。それは初めから入ってもらってもどちらでも議長の
判断でいいと思う。

このことについて総務部長の方から何かありませんか。

それではこれで議会運営委員会を終わります。

(午後2時00分)

